

富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」派遣の取扱基準

(取扱基準の目的)

第1条 この取扱基準は富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」の派遣に関する要領（令和5年7月1日制定。以下「派遣要領」という。）に定めるもののほか、使用の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣基準について)

第2条 派遣基準については、派遣要領第2条に定めるものとし、次の内容に該当しないものをいう。

- ①投機的商品の宣伝行為
- ②出資者及び出資金募集の宣伝行為
- ③マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められるものの宣伝行為
- ④ギャンブルに関する宣伝行為
- ⑤暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体における宣伝行為
- ⑥法律に定めのない医療類似行為等の宣伝行為
- ⑦人権侵害・差別、名誉毀損のおそれがあるものの宣伝行為
- ⑧国内世論が大きく分かれているものの宣伝行為
- ⑨他を誹謗、中傷または排斥する宣伝行為
- ⑩非科学的または迷信に類するもので、使用を見たものを惑わせたり、不安をあてるおそれのある宣伝行為
- ⑪誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な宣伝行為
- ⑫町が使用の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える宣伝行為
- ⑬町の使用事業の円滑な運営に支障をきたす宣伝行為

附則

この取扱基準は、令和5年7月1日より施行する。